

渡良瀬遊水地ロゴマークフロー【見直し案】

【フロー】

項目	内容	時期
募集	協議会構成団体の広報やHP、報道機関等による周知	9月16日(金)
応募	郵送、電子メール(利根上あて) 持参(各自治体も受付可)	9月20日(火) ~10月21日(金)
1次審査	協議会規約別紙1の3から8及び10の団体により、 応募作品の中から概ね10点程度を投票により決定	11月2日(水) ~11月9日(水)
2次審査	選定委員会により、採用作品候補3点を決定	11月14日(月) ~12月13日(火)
先行権利調査	採用作品候補3点について、商標登録の有無を調査	12月中旬 ~1月中旬
商標登録	特許庁へ商標の登録出願書類の提出 登録完了	1月中旬 5月中旬
公表	協議会構成団体のHP等で公表 報道機関へ情報提供	5月中旬
使用	公表後、構成団体が行うイベントチラシ等に使用する	5月中旬から
表彰	平成29年に開催予定のシンポジウム等で表彰式を行う	7月1日(土)

【スケジュール】

月	H28	8	9	10	11	12	H29	1	2	3	4	5	6	7
募集			9/16 記者発表・HP・掲示等											
応募			9/20~10/21											
1次審査				11/2~11/9 応募作品閲覧・投票【藤岡遊水池会館】										
2次審査				11/14~12/13										
商標登録				先行権利調査				出願						
公表														
使用				使用要綱等の作成										
表彰													7/1 シンポジウムで表彰式	

【案】

渡良瀬遊水地ロゴマーク審査方針

【1次審査】

- ・ 募集期間終了後、平成28年11月2日（水）～11月9日（水）応募作品閲覧
- ・ 協議会規約別紙1の3から8及び10の29団体（代表各1名）により、投票を行う。
- ・ 1票につき、3作品を選び順位を付け1位3点、2位2点、3位1点で採点する。
- ・ 集計結果により、合計得点上位の7～10作品程度を2次審査対象とする。
（例 7位以下の得点が6点以下で同点の場合は、上位6位までとする。）
- ・ 11月9日（水） 17:00を投票締切とする。郵送の場合、消印有効。

- ・ 応募作品閲覧会場を「藤岡遊水池会館」とし、投票受付を行う。

【2次審査】

- ・ 平成28年11月14日（月）～12月13日（火）
- ・ 選定委員会の各委員へ持ち回りで採点をいただく。
（4市2町及び利根上、環境省の8名）
- ・ 各委員が、3作品を選び順位を付け1位12点、2位8点、3位4点で採点する。
- ・ 上記の採点結果に、2次審査対象作品の1次審査時の得点を合算する。
- ・ 上記の審査結果を基に、採用候補となる最上位作品3点について、商標登録の有無を事前に確認する。（先行権利調査）
- ・ 確認の結果、商標登録が無ければ最上位作品を優秀賞として選定する。
- ・ 最上作品が商標登録されている等の支障がある場合は、第2位の作品を繰り上げる。

- ・ 先行権利調査に要する期間は、1カ月程度を要する。
- ・ 先行権利調査については、専門機関に依頼する必要がある、委託料が必要となる。
- ・ 調査依頼先：※（栃木市の事例）
一般社団法人 発明推進協会（港区虎ノ門2-9-14 発明会館）

【その他 ロゴマーク募集～作成に係る課題について】

- ①商標登録については、制度上、協議会として権利取得が出来ない。
- ②このため、協議会に代り国交省により出願手続きを行う。
- ③商標登録に係る費用については、別添資料のとおり、ロゴマークを何に使用するかによって、登録する商品や役務の区分数が異なり、先行権利調査に係る費用等も上下してしまう。このため、協議会として構成団体のイベント周知チラシ等に使用する以外の使用希望等がないかを構成団体に確認した上で、登録区分を選択する必要がある。
- ④栃木市のキャラクターデザインの作成の際の例により、商標登録等の手続きについて、募集要項や使用要綱（案）を含め、専門機関に事前相談を行うため、9月13日に栃木市及び利根上担当で栃木県産業振興センターに伺った。